

## 我孫子市クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価方法書

## 第1回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

平成29年6月16日提出

我孫子市

表(1) 第1回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
1	事業計画	現施設の概要	(4月21日委員会での質疑・意見) 説明資料には、現施設の設備概要等が記載されていないが、方法書には記載されているのか。	(4月21日委員会にて回答済み) 方法書の2-30ページ、表2-3-20に現施設の設備概要を記載しています。 現施設は、昭和48年に稼働した1号炉及び平成4年に増設した2号炉で構成されており、24時間当たり合計195tの処理能力を有しています。一方、新廃棄物処理施設では、24時間当たり約60tの処理能力を有する、2つの焼却炉の整備を計画しています。
2	大気質	調査地域・調査地点	(4月21日委員会での質疑・意見) 「新廃棄物処理施設の稼働による大気質」の調査地点の選定理由を教えてください。この地域は、利根川の氾濫原に位置し、千葉県側、茨城県側のいずれの調査地点も、高台であると思う。高台に調査地点を設定することに問題はないのか。	対象事業実施区域周辺の一般環境大気質の調査地点は、対象事業に最も近い気象庁の地域気象観測所である我孫子観測所において、風向出現頻度が高い東、南南西に対して、実施区域から風下側となる西、北北東方向を含む4方向について、ボサンケ・サットン式を用いて試算した最大着地濃度出現距離(約2.08km)付近における住宅が密集している4箇所を選定しました。 対象事業実施区域と周辺の一般環境大気質の調査地点の標高差は最大で約13.7m※であり、特に問題は無いものと考えています。 ※対象事業実施区域と大気質等調査地点の位置及び標高の関係は、補足資料のとおり
3	土壌	調査地域・調査地点	(4月21日委員会での質疑・意見) 「工事の実施による土壌」の調査地点に関して、「地歴の状況に応じて決定」とあるが、その設定の方針が決まっていれば教えてください。	地歴調査は、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関に委託し、本年度実施予定です。調査実施後、調査結果に基づき方針を検討します。 その結果、汚染のおそれはなく、土壌汚染状況調査に準拠した調査を行わなくて良いと判断された場合は、汚染の可能性が想定される箇所を調査地点として選定します。 地歴調査で土壌汚染状況調査に準拠した調査が必要と判断された場合は、土壌汚染対策法に準拠した調査を行います。 土壌汚染状況調査に準拠した調査の実施の要否は、地歴調査結果(土壌汚染対策法に定められた特定有害物質の使用等、貯蔵等、埋設等の状況)により指定調査機関が判断します。 なお、必要に応じて土壌汚染対策法の窓口である千葉県に相談する予定です。

表(2) 第1回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
4	植物、動物、陸水生物	調査地域・調査地点	(4月21日委員会での質疑・意見) 植物、動物、陸水生物の調査地点の選定理由を教えてください。	調査範囲には、主に水田・耕作地、河川敷の草地といった環境が存在することから、調査ルートはこれらを網羅できるように設定しました。 調査地点は、上記の考え方と同様とし、具体的には、哺乳類、昆虫類のトラップ調査地点は、対象事業実施区域や水田・耕作地環境を把握する地点と、河川敷の草地を把握する地点を、鳥類の調査地点はそれぞれの環境を広く見渡せる2地点を設定しました(方法書5-101ページ 図5-2-22参照)。陸水生物の調査地点は、対象事業実施区域に隣接する布湖排水路の下流側1地点を設定しました(方法書5-107ページ 図5-2-24参照)。
5	事業計画	施設計画	(4月21日委員会での質疑・意見) 新廃棄物処理施設の処理方式に関して、ストーカ炉を選定した理由を教えてください。銚子市の事例では、シャフト炉を選定していた。二酸化炭素の排出量等、ストーカ炉とどちらが良いのか教えてください。	本市の新廃棄物処理施設整備の基本的な考え方である「①安心で安全である」、「②環境負荷を低減する」、「③経済性に優れている」、「④安定的に処理が可能」をもとに処理方式選定のための調査項目を設定し、本市のごみ処理の現状(ごみ量、ごみ質等)を踏まえ、調査項目に対して調査した結果、ストーカ式焼却炉は、他方式に比べて実績が格段に多いこと、技術的な問題点もほぼ解決していること、安全安定処理における信頼性が高いこと、取扱メーカーも複数あり競争によるコスト縮減が望めること等、本市に最も適していると判断しました。 シャフト式ガス化溶融炉の特徴として、ごみの発熱量が低くても安定燃焼が可能であることや、焼却灰は溶融過程でスラグ化して減容化することで最終処分容量が減少するという利点を持っていますが、一般的には、コークスをごみと一緒に燃焼する必要があることから、燃料費が他方式と比べて非常に高くなることや、燃料を随時燃やすため二酸化炭素の発生が他方式と比較して多いこと等の理由から、本市ではストーカ式焼却炉を選定しました。
6	千葉県環境影響評価条例	計画段階環境影響評価について	(4月21日委員会での質疑・意見) 千葉県では、平成20年に「千葉県計画段階環境影響評価実施要綱」を制定しており、自治体が申し出れば、事業計画段階における環境配慮事項を検討することが出来る。自治体における実施例はほとんどないが、事業計画の早期の段階で議論することが出来るため、ぜひ実施していただきたい。	本事業は、方法書の手続き段階に入っているため、同要綱に基づく手続きを実施することは出来ませんが、今後本市の事業として環境影響評価を実施する際には、貴重なご意見として参考にさせていただきます。 なお、本事業においては、方法書及び準備書の各段階において、本委員会のご意見、知事意見並びに住民の方々のご意見の内容を十分に検討し、出来る限り環境に配慮した事業となるよう努めてまいります。

表(3) 第1回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
7	水質	調査時期	<p>(4月21日委員会での質疑・意見)</p> <p>調査時期は、降雨時とあるが、それで問題はないのか。フラッシュアウトして濁りが発生するからそれを測るために実施するのか。雨水により濁りが希釈される場合も想定される。調査時期の妥当性について確認頂きたい。</p>	<p>水質は、工事中の降雨時における濁水の発生による影響（SS）を予測・評価することから、現況の降雨時における放流先のSSや流量を把握する調査を計画しています。</p> <p>一方、供用時においては、以下の理由から、現状から変化は少なく、周辺環境への影響は極めて軽微であると考え、活動要素として選定しませんでした。したがって、平常時の水質調査は計画していません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クローズド方式を採用し、ごみピット排水、プラント排水を公共用水域へ放流しないこと</li> <li>・生活排水は、公共用水域へ放流するものの、浄化槽で処理し現状と同質※・同量程度（現施設の生活排水量：年間平均約32t/日）を放流する計画であること</li> </ul> <p>※現施設の水質検査結果は補足資料のとおり</p>
8	生態系	予測時期	<p>(4月21日委員会での質疑・意見)</p> <p>予測時期に、保全対策の効果が安定したと考えられる時期とあるが、そのタイミングでは生態系が安定した時期となり影響なしになってしまうのではないかと確認頂きたい。</p>	<p>生態系の予測項目は、「重要な種等の生育・生息状況の変化」と「生態系の変化」としており、その変化の程度を整理することで影響を予測します。また、その影響が、事業者の実行可能な範囲で出来る限り回避又は低減されているかを明らかにすることで評価を行います。</p> <p>予測時期は、工事による一時的な影響が発生するタイミングと、供用後に緑化等の保全対策の効果が発揮された後のタイミングとし、予測結果は、それぞれのタイミングにおける変化の程度を整理することになります。</p>
9	事業計画	土地利用計画	<p>(4月21日委員会での質疑・意見)</p> <p>今回の事業では、現施設の敷地を対象事業実施区域としており、既存の施設を解体、撤去すると思うが、これらは環境影響評価の活動要素に含まれていないのか。</p>	<p>既存施設の解体・撤去については、工事の実施時の「工作物の撤去又は廃棄」として選定しています。</p> <p>本事業では、新廃棄物処理施設とリサイクルセンターそれぞれの整備前に工事に支障となる既存の建物等を解体、撤去し、それぞれ稼働開始後に旧施設の解体、撤去を行う計画※としているため、工事の実施の活動要素として選定しました。</p> <p>なお、既存施設の解体・撤去のうち、建屋内部でのダイオキシン類の除染、アスベストの除去等の作業は、労働安全衛生法等の関係法令に準拠して実施するものとし、汚染物質の周辺環境への影響について予測・評価を実施いたします。</p> <p>※現況の施設配置と事業後の施設配置計画は補足資料のとおり</p>

表(4) 第1回委員会及びその後寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
10	大気質	調査地域・ 調査地点	<p>(4月21日委員会後に寄せられた質疑・意見)</p> <p>(1) 地上気象として、年間観測のほかに4地点で風向・風速を測定することとされているが、後者4地点の調査結果の整理は何に役立つのか不明である。</p> <p>準備書において、整理した表を載せるだけでなく、そこから何が分かるのか、それをどう活用したのか、分かるよう記述をお願いしたい。(高層気象についても同じく意見する。)</p>	<p>(2) の質問内容にある標高による風向・風速の違いについて把握するため、各調査地点において風向・風速調査を行い、各地点の相関について解析を行うことを目的として、調査します。</p>
			<p>(2) 現地を視察しない段階での推測であるが、対象施設の設置場所と周辺市街地の大部分は標高が異なっていて、対象施設の敷地付近で気象(風)測定をしても、地上10mでの測定であれ、台地上の風向・風速とはかなり異なる恐れがあると思われる。</p> <p>測定場所を変えたり測定高さを50mにしたる必要はないが、測定結果を使う際(年平均などの濃度予測に使うものと思う)に、あらかじめ台地上の測定局のデータ(我孫子気象観測所の年間データが適当と思う)との比較検討を行い、その結果を記述するとともに、その結果を踏まえて、適切な濃度予測を実施されたい。</p>	<p>(1) の質問回答にあるように対象施設設置場所と周辺市街地の風向・風速については、その相関を解析します。</p> <p>また、予測に当たっては、煙突高さにおける風速は、対象事業実施区域の通年観測データを用いて、べき乗則の式により補正を行った風速を用います。</p> <p>なお、我孫子気象観測所のデータを用いて、調査期間の風向・風速について、異常年検定を行い、当該年の風向・風速の有効性についても検討します。</p>

表(5) 第1回委員会及びその後寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
11	事業計画	廃棄物	<p>(4月21日委員会後に寄せられた質疑・意見)  “方法書5-120 2.(1)②イ”に「スラグ等の再資源化等・・・」と記載があるが、焼却方法は、ストーカ式と示されている。スラグ等と記載する理由についてご教示願いたい。</p> <p>また、“方法書2-16”に、焼却残渣について民間埋立または「外部資源化委託」とあるが、民間施設での灰溶融などを計画されているため、上記記載となっているのか。</p> <p>参考として、灰溶融はエネルギー面（およびCO2排出）から環境負荷が高いと考えられる。施設単体ではなく、廃棄物処理システム全体での環境負荷低減を検討することが必要と考える。</p>	<p>焼却残渣については、外部民間施設等で、スラグ化等による資源化や埋立処分を行う計画です。焼却残渣の排出量については資源化を含む処理・処分方法による変更はありません。</p> <p>焼却残渣の処理・処分方法については、外部民間施設への委託料も考慮しつつ環境負荷低減を検討していきます。</p>
12	温室効果ガス	予測時期	<p>(4月21日委員会後に寄せられた質疑・意見)  温室効果ガス等について、時期等について、現在の施設で温室効果ガスがどのくらい発生しているか実測する必要がある。施設完成後適切な時期に測定して比較しないと削減量が把握できないのではないかと。</p>	<p>ご指摘のとおり、既存施設における温室効果ガス発生量についても各種原単位を用いて、予測を行い、新施設との比較を行うことにより削減量を把握することとします。</p>